年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会 令和4年6月 16 日答申分 令和4年6月 17 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係O件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号:中国四国(受)第2100798号 厚生局事案番号:中国四国(国)第2200001号

第1 結論

平成8年*月から平成11年3月までの請求期間及び平成20年1月から平成24年8月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

平成 12 年 4 月から平成 19 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成8年*月から平成11年3月まで

② 平成12年4月から平成19年12月まで

③ 平成20年1月から平成24年8月まで

請求期間①について、私は施設に入所していたため、国民年金保険料の全額免除 申請をしたのに未納と記録されている。

請求期間②について、私の父親が私の代わりに国民年金保険料を納付していると思うが、未納と記録されている。

請求期間③について、A施設で国民年金保険料の全額免除申請をして、その後、 別の施設に入所していたが、未納と記録されている。

調査の上、請求期間①、②及び③の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録から、請求者の基礎年金番号は、平成10年8月19日に20歳到達を契機にB社会保険事務所(当時)で払い出されたことが確認できる上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に上記の基礎年金番号とは別の基礎年金番号及び国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は平成10年8月に、国民年金の被保険者資格取得日である平成8年*月*日に遡って国民年金に加入したと考えられる。

また、当時の国民年金保険料の免除承認対象期間の始期は、申請日の属する月の

前月からであることから、請求者が国民年金に加入した平成 10 年8月に免除申請を行ったとしても、免除承認対象期間の始期は平成 10 年7月であり、請求期間①のうち、平成8年*月から平成10年6月までの期間については、制度上、免除が承認されることはない。

さらに、C施設は、請求期間①のうち、請求者が施設に入所していた平成8年*月から平成11年2月22日までの期間に係る郵便の発送及び受取記録は保存年限経過のため保管されていない旨を回答しており、日本年金機構及び請求期間①当時、請求者の住民票の住所があったD市は、請求期間①において請求者が国民年金保険料の免除申請を行ったことが確認できる資料等を保管していない旨を回答している。このほか、請求者の請求期間①に係る国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 請求期間②について、請求者は請求者の父親が国民年金保険料を納付していた旨 を主張している。

しかしながら、請求者の父親は既に亡くなっていることから証言を得ることができず、請求者の父親が請求者の請求期間②に係る国民年金保険料を納付していたことを確認することができない上、請求者は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、具体的な納付状況は不明である。

また、日本年金機構及び請求期間②当時、請求者の住民票の住所があったD市及びE市は、請求期間②において請求者の国民年金保険料が納付されていたことが確認できる資料等を保管していない旨を回答している。

このほか、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていた ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 請求期間③について、請求者は、A施設で国民年金保険料の免除申請を行った旨を主張しているが、A施設は、請求者が入所期間に国民年金保険料の免除申請を行ったことが確認できる記録はない旨を回答している。

また、請求者に係る郵便の発送及び受取記録を管理しているC施設から提出された、請求者の年金、所得の申告及び在所証明書に関する内容の郵便記録からは、請求者が請求期間③に係る国民年金保険料の免除申請を行ったことがうかがえる記録は確認できない上、日本年金機構及び請求期間③当時、請求者の住民票の住所があったE市及びF市は、請求期間③において請求者が国民年金保険料の免除申請を行ったことが確認できる資料等を保管していない旨を回答している。

さらに、請求期間③の免除申請について、請求者は、「毎年、免除申請を行っていた。」旨を主張しているが、オンライン記録によると、請求期間③直後の平成24年9月から平成25年6月までの期間は免除期間と記録されているものの、請求期間③は免除期間に含まれていない。

当時の免除申請は7月から翌年6月までの1年間を年度として、年度ごとに国民

年金保険料免除・納付猶予申請書(以下「免除申請書」という。)を提出するとされているところ、日本年金機構が保管している請求者の免除申請書 3 枚 (平成 24 年度分から平成 26 年度分まで)の申請日はいずれも平成 26 年 10 月 23 日であること、及び平成 26 年 4 月以降に行う免除申請は申請時点から 2 年 1 か月前まで遡って申請することができるとされていることから、請求者は、当該申請日において、2 年 1 か月前の平成 24 年 9 月に遡って平成 27 年 6 月までの 3 年度分の免除申請をまとめて行っており、平成 24 年度当時には免除申請を行っていなかったと推認できる。

加えて、請求者は、「翌年度以降の免除申請書の提出を省略することができる『継続免除』を希望した。」旨を主張しているが、上記の免除申請書3枚において、請求者は平成26年10月21日付けで継続免除を希望していることが確認できる上、日本年金機構は、請求者のオンライン記録の免除記録によると、請求者は平成26年度の免除申請において継続免除の申出を行い、平成27年度から免除申請書の提出が不要となったと回答している。

このほか、請求者の請求期間③に係る国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、 請求者が請求期間①及び③の国民年金保険料を免除され、また、請求期間②の国民 年金保険料を納付していたものと認めることはできない。 厚生局受付番号:中国四国(受)第2100807号 厚生局事案番号:中国四国(国)第2200002号

第1 結論

平成元年*月から平成6年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年*月から平成6年3月まで

平成元年*月頃に母親が私の国民年金の加入手続を行い、送られてくる納付書に 現金を添えて、自分で、毎月、A金融機関の窓口で保険料を納付していたが、請求 期間に係る国民年金の記録は未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正し てほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成元年*月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を、毎月、母親が経営するB店の向かいにあるA金融機関の窓口で納付していた旨主張している。

しかしながら、i) C市から提出された請求者に係る「国民年金資格取得・異動届書」及び同市が管理する「C市役所国民年金システム」の請求者に係る「得喪記録」によると、国民年金被保険者資格の取得の届出日は平成6年4月18日とされていること、ii) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は同年4月22日に同市において払い出されていること、iii) オンライン記録において、当該資格取得の処理年月日が同年4月26日と記録されていることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続が行われたのは平成6年4月頃であり、請求者が20歳に到達した平成元年*月*日まで遡って被保険者資格を取得したものと認められ、請求者の主張する加入手続を行った時期と相違している。

また、上記加入手続が行われるまでは、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、国民年金保険料を納付することができない上、当該加入手続が行われた時点において、請求期間のうち、平成元年*月から平成4年2月までの期間の保険料については時効により納付することができず、同年3月から平成6年3月までの期間の

保険料については過年度保険料として遡って納付することはできるものの、請求者は、 「遡って保険料を払ったという記憶はない。」旨陳述している。

さらに、C市が管理する国民年金システムの請求者に係る「納付記録」によると、 請求期間は未納と記録されていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致 している。

加えて、上記国民年金システムの請求者に係る記録、請求者の国民健康保険の加入 状況及び請求者の陳述から判断すると、請求者は 20 歳到達前から平成 16 年まで継続 してC市に住民登録をしていたものと認められることから、同市が請求者に複数の国 民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索及 び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、現在、基礎年金 番号に統合されている国民年金手帳記号番号(*)以外に、請求者に別の国民年金手 帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求期間当時の同居親族であるとする請求者の母親と姉から聴取しても、 請求者の請求期間に係る国民年金の加入及び保険料納付の状況について具体的な陳 述は得られない上、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示 す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに当該期間の保険料が納付されて いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号:中国四国(受)第2100636号 厚生局事案番号:中国四国(厚)第2200010号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所B県支局(昭和27年2月1日にC連合会に 名称変更)における厚生年金保険被保険者記録の喪失年月日の訂正を認めることはで きない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和24年10月1日から昭和28年1月1日まで 勤務先が昭和24年10月1日に分社化され、職員はそれぞれ転籍した。私は分社 後も、同じ場所で働いていたのに、請求期間に係る厚生年金保険の記録が無いので、 調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳等の確認調査

請求者は、「請求期間も引き続き同じ場所で働いていた。」旨を主張しているところ、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、請求者は、「D事業所本部」 (適用事業所名称は「B県D事業所本部」)に係る厚生年金保険の被保険者資格を昭和21年3月3日に取得し、昭和24年10月1日に喪失していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、「B県D事業所本部」から名称変更された「A事業所B県支局」に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)においても、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和21年3月3日、喪失年月日は昭和24年10月1日と記録されており、オンライン記録と一致している上、「A事業所B県支局」から昭和27年2月1日に名称変更された「C連合会」に係る被保険者名簿を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらない。

2 請求者が勤務していたとするA事業所B県支局の組織変遷

請求者は、「勤務先が昭和24年10月1日に分社化された。」旨を主張しているところ、A事業所が編さんした「A事業所史料」、B県D事業所及びA事業所に係る登記簿謄本等の資料によると、A事業所B県支局は、昭和17年12月1日に設立さ

れたB県D事業所が、E法の改正に伴って昭和23年2月20日付けで改編された組織であり、その後、昭和26年4月1日付けで廃止されていることが確認できるものの、昭和24年10月1日に分社化された記録は確認できず、請求者の主張と相違する。

3 A事業所B県支局の同僚の記録の調査

請求者は、「勤務先が昭和 24 年 10 月 1 日に分社化され、職員がそれぞれ転籍した。」旨を主張しているところ、A事業所B県支局に係る被保険者名簿によると、昭和 23 年 1 月 1 日から昭和 25 年 12 月 31 日までに被保険者資格を喪失した者が227 名 (請求者を含む。)確認できるところ、そのうち、D事業所からA事業所に改編された昭和 23 年 2 月 20 日付けで同資格を喪失している者が76 名、A事業所の廃止が決定された後の昭和25 年 7 月 1 日付けで同資格を喪失している者が35 名、同年8 月 1 日付けで同資格を喪失している者が23 名確認できるものの、請求者と同時期の昭和24 年 10 月 1 日に同資格を喪失している者は5 名 (請求者を除く。)であり、請求者が主張する時期に勤務先が分社化され、職員が転籍したような形跡はうかがえない。

4 後継事業所への照会

請求者は、請求期間において、引き続きA事業所に勤務して厚生年金保険に加入していたか、他の事業所へ転籍し転籍先において厚生年金保険に加入していたのかは明らかにしていないが、登記記録によるとC連合会は、平成23年7月1日付けでF組合(昭和25年10月2日設立)に合併し解散していることが確認でき、同組合が出資して設立し、主たる事業を継承したとされるG社に対し照会を行ったところ、同社は、「当時の資料が無く、請求者のA事業所B県支局での在籍期間、請求期間に係る厚生年金保険への加入及び保険料控除の状況については不明である。」旨を回答している。

5 A事業所の各支所及びそれらに関連する事業所に係る記録の調査

上記「A事業所史料」によると、B県内のA事業所については、昭和23年12月1日にR支所の業務区域が分離されてS支所が増設されたことで、12支所(H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S)あったとの記載が確認できることから、当該12支所のうち、S支所以外の11支所及びA事業所B県支局と関連すると思われる「T連合会」等の32事業所(合計43事業所)に係る被保険者名簿を確認したが、請求者の氏名は見当たらない。

なお、S支所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

6 請求者の同僚への照会

請求者は当時の同僚として9名の名前を挙げているところ、A事業所B県支局及び同事業所H支所に係る被保険者名簿の記録などから9名を特定することができたが、いずれも既に死亡又は連絡先が不明であり、照会を行うことができない。

また、請求者は、「A事業所の管理部門の事務で勤務をしており、管理部門の事務所がU町からV町、W町へと移ったことを覚えている。」旨を主張しているとこ

ろ、X市の「Y戦災誌」によると、前身であるB県D事業所本部と同事業所H支部 Z町支店がX市Z町の同じ敷地内にあった旨の記載が確認できることから、A事業 所B県支局及び同事業所H支所とそれらに関連する事業所に係る被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び連絡先が判明した30名に照会したところ、親族を含む14名から回答が得られたが、請求者について、「知っている。」と回答した者はなく、請求者の請求期間に係るA事業所B県支局における勤務実態、厚生年金保険への加入状況等について具体的な回答は得られなかった。

7 請求者が記憶する事業所名称による調査

請求者が申し出た「a企業組合」等の35事業所について、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによる調査を行ったところ、「b企業組合」及び「c企業組合」の2事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できたが、それぞれ適用年月日は昭和38年4月1日と平成19年4月1日であり、請求期間当時においては適用事業所ではなかったことが確認でき、残りの33事業所については、複数の読み方(合計420通り)で検索を行ったが、適用事業所であったことが確認できない。

なお、請求期間当時の企業組合について、前記の「A事業所H支所」に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で、回答のあった者のうち、1名は「当時は、支店に勤務していた。A事業所が民営化された時に、地区ごとにd事業所が合併して企業組合を作り、それが集まって、F組合になった。」旨を、ほかの1名は「年金の手続はF組合が全てまとめて行っていた。」旨を陳述している。

8 請求者が渡航した時期の調査

請求者は、「e国へ出国する直前まで勤務しており、昭和28年1月1日には退職したと思われる。」旨を主張しているところ、請求者に係る戸籍の附票によると、請求者は、昭和7年4月6日にB県f郡g町に住所を定めていることが確認できるものの、その住所は昭和34年5月11日付けで職権消除されている上、法務省出入国在留管理庁に照会しても、同庁の担当者は、「出入国在留管理庁が保有する日本人に係る出帰国記録は昭和48年4月1日が一番古いもので、同日より前の記録は無い。」旨を陳述していることから、請求者が渡航した時期について確認することはできない。

9 氏名検索によるオンライン記録の調査

請求者は、自身の氏名について、「h、母方の姓 i としていたこともある。」旨を主張していることから、「j」、「h」、「i」、「k」等の複数の読み方(合計 52 通り)でオンライン記録による氏名検索を行ったが、現在、基礎年金番号に統合されている記録以外に、請求者のものと思われる未統合記録は確認できない。

10 その他の事情

以上のとおり、請求者の主張内容に基づき、請求者が請求期間当時に在籍した可能性があると思われる適用事業所について、被保険者名簿等の調査を行ったが、いずれも請求者の被保険者記録は見当たらず、請求者が請求期間において勤務してい

た事業所を特定することもできない。

また、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の請求期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

11 結語

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の適用事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらず、請求者が厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。